

阿賀野市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月28日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第35号

阿賀野市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成16年阿賀野市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第2条第2項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項」に、「市条例第15条第3項」を「市条例第15条第4項」に改め、「平成16年」の次に「阿賀野市」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市条例第15条第4項（市条例第22条第3項（市条例第25条において準用する場合を含む。）及び第29条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する規則で定める方法は、行政庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と公示事項（市条例第15条第4項に規定する公示事項をいう。第1号において同じ。）の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（行政庁の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- （1） 行政庁の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された公示事項を当該公示を閲覧する者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの
- （2） インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5イに規定する自動公衆送信装置をいう。）を使用するもの

第3条第1項中「法第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段）」を「法第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第4項後段）」に、「市条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第3項後段）」を「市条例第15条第1項の規定による通知を受けた者（同条第4項後段）」に改める。

第16条第2項中「法第15条第3項」を「法第15条第4項」に、「市条例第15条第3項」を「市条例第15条第4項」に改める。

第2号様式及び第17号様式を次のように改める。

第2号様式(第2条関係)

聴 聞 公 示 通 知 書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、(行政手続法第15条第4項・新潟県行政手続条例第15条第3項・阿賀野市行政手続条例第15条第4項)の規定により、次のとおり公示する。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、聴聞通知書をいつでも交付する。

年 月 日

(行政庁)



聴 聞 の 件 名	
不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
聴 聞 の 期 日	
聴 聞 の 場 所	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	

備考 この掲示を始めた日から2週間を経過したときに、聴聞通知書の送達があったものとみなされます。

第17号様式(第16条関係)

弁明の機会付与公示通知書

不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しないので、(行政手続法第31条において準用する同法第15条第4項・新潟県行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第3項・阿賀野市行政手続条例第29条において準用する同条例第15条第4項)の規定により、次のとおり公示する。

なお、不利益処分の名宛人となるべき者に対しては、弁明の機会付与通知書をいつでも交付する。

年 月 日

(行政庁)



不利益処分の名宛人となるべき者の氏名	
弁明書の提出先	
弁明書の提出期限	
聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地	
口頭による弁明の機会付与の有無	
口頭による弁明の機会付与の場所	

備考 この掲示を始めた日から起算して2週間を経過したときに、弁明の機会付与通知書の送達があったものとみなされます。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。